



秋田県公報

公 告

土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部).....	3
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所).....	3
土地改良区の役員の新任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	3
土地改良区の役員の新任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	4

告 示

秋田県告示第六百七十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月二十日
 秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

生活保護法による介護機関の指定(六七三・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(六七四・福祉政策課).....	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(六七五・水産漁港課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(六七六・都市計画課).....	2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
二ツ井町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人二ツ井町社会福祉協議会 会長	山本郡二ツ井町字三千苅四十四番地三十四	居宅介護支援事業	平成十六年五月一日
J Aこまち指定居宅介護支援事業所	こまち農業協同組合 代表理事組合長	湯沢市表町一丁目二番七号	居宅介護支援事業	平成十六年七月一日

秋田県告示第六百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項 (名称・所在地)	サービスの種類	変 更 年 月 日
-----	-----------	-------	------------------	---------	-----------

秋田しんせい農業協同組合	秋田しんせい農業協同組合 代 表理事組合長	本荘市荒町字塙台一 番地一	本荘市荒町字塙台一番 地一	変 更 前	本荘市三条字前田七十 五番地	変 更 後	福祉用貸与 日	平成十六年六月十四
--------------	--------------------------	------------------	------------------	-------------	-------------------	-------------	------------	-----------

秋田県告示第六百七十五号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 岩館加入区 小型底びき網漁業
- 八森加入区 沖合底びき網漁業
- 八森加入区 小型底びき網漁業
- 船川・脇本・船越・天王加入区 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業
- つぶかご漁業を併せ営む漁業又は小型底びき網漁業とこち網を使用し
て営む漁業を併せ営む漁業
- 仁賀保加入区 小型底びき網漁業
- 金浦加入区 沖合底びき網漁業
- 金浦加入区 小型底びき網漁業
- 象潟加入区 小型底びき網漁業

秋田県告示第六百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
- 大曲都市計画道路の変更(一・三・一号内小友和合線他)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 一・三・一号内小友和合線

変更した部分 大曲市内小友字中伊岡、字下伊岡、字浅川、字北太田、字明通、字山根、字中沢、字中尻引及び字館前、大曲西根字南野、字上嶋、字中嶋及び字川原崎、小貫高畑字向大嶋甲、川目字西野、字草紙川、字町北及び字下野、飯田字家の前及び字続橋通、大曲字扇田、字柳田、字西田、字古四王際及び字高畑谷地、和合字田中

(二) 三・三・二号北通線

変更した部分 大曲市佐野町、富士見町、花館字佐渡及び字葛野

(三) 三・三・三号駅前通線

変更した部分 大曲市通町及び福住町

(四) 三・三・十四号六郷大曲神岡線

変更した部分 大曲市下深井字新百年、字百年及び字鱧沼、大曲字於蔵谷地、字開谷地及び字奈加谷地、和合字坪立、字田中及び字宝門清水、東川字東田、字堤下及び字屋敷後、戸蒔字谷地添、字鎌、字福田及び字東、戸巻町、丸子町、福田町、花館字西石田、字安本、字田の尻、字上殿屋敷及び字下殿屋敷、富士見町、花館字葛野及び字東裏地、花館中町、花館柳町、花館字中野下川原、字柳原、字間倉崎、字間倉及び字豊後野、六郷町六郷字島田及び字谷地中、神岡町神宮寺字蒲古川端、字向古川端、字豊後野下段、字福島家下、字大巻、字館越中島、字薬師、字長面、字切欠、字西田、字竹原、字海老坪、字大浦、字荒屋、字大浦前、字内大坪、字大坪、字外大坪、字道目木、字字留井谷地東及び字字留井谷地東入、北樽岡字下新屋、字布田谷地、字金助谷地、字沖田、字方尺坊、字嶋谷地、字嶋、字高花、字新山、字中野、字下中野、字道目木、字長丁場、字船戸、字下舟戸、字中嶋及び字野際、仙北町高梨字沼田及び戸地谷字沼田

(五) 三・四・一号昭和通線

変更した部分 大曲市花館柳町、花館字土川原、花館中町、泉町、花館上町、美原町、若竹町、佐野町、白金町、福住町、丸の内町、浜町、花園町及び金谷町

(六) 三・四・四号中通線

削除した部分 大曲市金谷町、日の出町一丁目及び飯田町

- 公 告
- (七) 変更した部分 大曲市白金町、丸の内町、中通町、黒瀬町、大花町及び福田町
三・四・五号飯田線
変更した部分 大曲市通町、黒瀬町、大町、上大町、栄町、須和町一丁目、田
町、上栄町、日の出町二丁目、飯田町、飯田字屋敷通及び字家ノ前、川目字大道
端、川目字月山
三・四・六号寺町線
 - (八) 変更した部分 大曲市浜町、大町、上大町、須和町一丁目、須和町二丁目、田
町及び住吉町
削除した部分 大曲市大曲西根字西道地野、字中道地野、字青野及び字東道地
野、船場町一丁目、緑町、川原町、浜町
三・四・七号上栄線
 - (九) 変更した部分 大曲市大曲西根字本田、字中西根、字下大夫塚及び字元木、小
貫高畑字向七ツ小屋乙、字七ツ小屋下段乙及び字七ツ小屋、大曲字蓮沼下段、金
谷町、上栄町、日の出町一丁目、日の出町二丁目、田町、若葉町、住吉町、戸蒔
字大槻及び字鎌、東川字西大槻及び字佐戸、戸蒔字谷地添
三・四・十号丸子線
 - (十) 変更した部分 大曲市大花町、丸子町、福見町、戸巻町、戸蒔字松ノ木、字大
槻及び字鎌、東川字佐戸
三・四・十一号花園線
 - (十一) 変更した部分 大曲市福田町、幸町、富士見町、朝日町、若竹町、白金町、緑
町、船場町一丁目、あけぼの町、花園町及び金谷町
三・四・十二号福見町線
 - (十二) 変更した部分 大曲市須和町二丁目、福見町及び丸子町
三・四・八十一号花館北榎岡線
 - (十三) 変更した部分 大曲市花館字間倉州崎、神岡町神宮寺字本郷野及び北榎岡字嶋
三・四・八十二号宮田家後線
 - (十四) 変更した部分 神岡町神宮寺字切欠及び字家後
三・四・八十三号沼尻北榎岡線
 - (十五) 変更した部分 神岡町北榎岡字布田谷地及び字北榎岡
三・四・八十四号大坪線
 - (十六) 変更した部分 神岡町神宮寺字大坪
 - 三 都市計画の変更年月日 平成十六年八月二十日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山
本郡市川堰土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項
の規定に基づき、公告する。
平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城
就任理事の住所及び氏名
能代市字轟四十一番地 佐々木 昭 朗

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城
縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（横堀地区ほ場整備事業）
換地計画書の写し
縦覧期間 平成十六年八月二十三日から平成十六年九月二十一日まで
縦覧場所 大曲市役所 仙北町役場 中仙町役場 太田町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平
鹿郡雄物川町福地土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、
同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年八月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
平鹿郡雄物川町深井字深井六十三番地 湊 谷 裕 平
" " " " " " 渡 邊 聡 之
" " " " " " 柏木字柏木十六番地 佐々木 厚 生
" " " " " " 造山字南田一番地 柴 田 信 光
" " " " " " 常野字久々谷地二十八番地 丹 重 夫
" " " " " " 西野字樋向百十七番地 鈴 木 傳 悦
" " " " " " " " " " " " 佐 藤 二 三 男
" " " " " " " " " " " " 伊 藤 栄 悦
" " " " " " " " " " " " 十文字町睦合字本城百四十六番地一
二 就任理事の住所及び氏名
平鹿郡雄物川町深井字深井六十三番地 湊 谷 裕 平
" " " " " " " " " " " " 道地字家東百六十八番地 渡 邊 聡 之

平鹿郡雄物川町柏木字柏木十六番地
 " " " " 造山字南田一番地
 " " " " 常野字久々谷地二十八番地
 " " " " 西野字樋向百十七番地
 " " " " 字大福谷地六十八番地三
 " " " " 十文字町睦合字本城百四十六番地一
 三 退任監事の住所及び氏名
 平鹿郡雄物川町西野字上ノ村二番地一
 " " " " 柏木字柏木五十八番地
 " " " " 柏木字柏木五十八番地
 四 就任監事の住所及び氏名
 平鹿郡雄物川町西野字上ノ村二番地一
 " " " " 柏木字柏木五十八番地
 佐々木 忠 夫
 佐藤 修
 佐々木 忠 夫
 佐藤 修
 伊藤 栄 悦
 佐藤 二三男
 鈴木 傳 悦
 丹 田 信 光
 柴 田 厚 生

平成十六年八月二十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名
 雄勝郡稲川町川連字川連一番地
 " " " " 字鍛冶屋布百三十一番地
 " " " " 三梨字下堀百五番地
 " " " " 字羽竜四十六番地
 " " " " 東福寺字内田四十二番地
 " " " " 大館字麓五十六番地
 " " " " 皆瀬村川向字藤倉四十三番地
 " " " " 稲川町八面字袖沢百七十八番地
 " " " " 川連字万九郎屋布二十五番地
 " " " " 大門字常盤野十番地
 " " " " 平鹿郡増田町戸波字羽場百六番地
 " " " " 熊淵字掬下三十二番地
 雄勝郡稲川町三梨字新処八十番地
 " " " " 八面字西川連二百六番地
 " " " " 字岩城二百二十五番地

高橋 幸一
 阿部 修 悦
 後藤 勉
 瀨川 哲 等
 日野 忠 雄
 高橋 忠 雄
 阿部 孝 雄
 佐藤 政 吉
 高橋 昭 一
 千葉 貞 夫
 内藤 宏
 高橋 勝 実
 藤原 隆
 近野 春 一
 後藤 利 市

二 就任理事の住所及び氏名

雄勝郡稲川町字鍛冶屋布百三十一番地
 " " " " 三梨字羽竜四十六番地
 " " " " 大館字麓五十六番地
 " " " " 三梨字新処八十番地
 " " " " 東福寺字内田四十二番地
 " " " " 皆瀬村川向字下雨生百二番地
 " " " " 稲川町三又字高村百五十六番地
 " " " " 三梨字樽木二百二番地
 " " " " 川連字川連九十六番地
 " " " " 川連字万九郎屋布二十五番地
 " " " " 八面字西川連百九十九番地
 " " " " 字岩城二百二十五番地
 平鹿郡増田町戸波字羽場百六番地
 雄勝郡稲川町八面字袖沢百七十八番地
 平鹿郡増田町熊淵字掬下三十二番地
 三 退任監事の住所及び氏名
 雄勝郡稲川町字新城台七十八番地一
 " " " " 八面字袖沢百二十一番地
 " " " " 三梨字上宿五十七番地
 就任監事の住所及び氏名
 雄勝郡稲川町字新城台七十八番地一
 " " " " 三梨字上宿五十七番地
 " " " " 八面字清水田二十五番地

阿部 修 悦
 瀨川 忠 雄
 高橋 隆
 藤原 哲 隆
 日野 正 見
 阿部 正 志
 金子 隆 治
 遠藤 啓 治
 西成 嘉 一
 高橋 昭 一
 近藤 利 久
 後藤 市 宏
 内藤 政 吉
 佐藤 勝 実
 高橋 勝 実
 新山 富 雄
 山口 清 十郎
 山藤 一 雄
 加藤 一 雄
 新山 富 雄
 加藤 一 雄
 柴田 龍 一

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷者 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷所 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
 電話(862)8766 FAX(863)0005
 E-mail:matsubarar@natsubararansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

